

「わかやま縁農」における援農ボランティア活動について

1 趣旨

過疎化・高齢化の進展により、中山間地域においては地域コミュニティの機能が低下し、農業生産活動はもとより農地をはじめとした地域資源の維持・管理や地域固有の文化・風習の伝承が困難な状況となってきた。

このため、和歌山県では、「わかやま縁農」により、ボランティアとして農業・農村支援活動に参加したい学生や都市住民とボランティアによる支援が必要な地域コミュニティとの出会いの場を設け、その協働活動を支援するとともに、これらの活動を通じて当該地域住民と学生や都市住民との交流を促進することにより、中山間地域の活性化を推進する。

2 用語の定義

- (1) 援農とは、都市生活者が農地に赴き農作業の手助けをすることをいう。援農活動を通じて農業を学び、農業生産者と協働することでその地域の活性化につながることを目的とする。
- (2) 援農ボランティア隊員(以下「隊員」という。)とは、趣旨に賛同し、中山間地域においてボランティアによる援農活動を希望する学生や都市住民をいう。
- (3) 援農ボランティア受入地域(以下「受入地域」という。)とは、趣旨に賛同し、隊員と一緒に地元の活性化に取り組む意欲のある和歌山県内の中山間地域の農業に従事する地域コミュニティ(集落、地区又はグループ)をいう。

3 活動

隊員が行う活動は、次に掲げる活動のうち、受入地域が隊員の参加を希望し、隊員が参加に同意した活動とする。但し、個人の営利目的のための活動は含まない。

- (1) 農作業、農地の草刈りなどの農業生産活動の維持に貢献する活動
- (2) 地域行事の運営補助などの地域住民との交流活動
- (3) その他、地域の活性化を図るために必要な活動

4 経費

「わかやま縁農」のボランティア活動に係る経費については、次のとおりとする。

- (1) 活動に必要な農機具等は、受入地域が用意し、隊員がそれぞれ身に付ける活動に必要な装備品等については、隊員が各自用意するものとする。
- (2) 交通費は原則として参加する隊員の自己負担とする。但し、「わかやま縁農」事務局(以下「事務局」という。)又は受入地域が交通手段を準備・手配する場合にあっては、その経費負担を隊員に求めない。
- (3) 飲食、宿泊に要する経費は、参加する隊員の自己負担とする。
- (4) 活動に際し、隊員は傷害保険に加入することとし、その費用は事務局が負担する。

5 事務局

この事業の事務局は、一般財団法人和歌山社会経済研究所が、和歌山県農業農村整備課の協力を得ながら務める。